

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七九二・大仙保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(七九三・大仙保健所).....	1
優良図書等の推奨(七九四・県民文化政策課).....	1
青少年に有害な図書類の指定(七九五・県民文化政策課).....	2
青少年に有害な興行の指定(七九六・県民文化政策課).....	2
保安林の指定解除予定通知(七九七・森林整備課).....	3
開発行為に関する工事の完了(七九八・秋田地域振興局建設部).....	3
公告	
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	4
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	4
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一五八).....	4
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一五九).....	4
公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(一六〇).....	5
海区漁業調整委員会指示	
漁業法による採捕の制限(一).....	5

告 示

秋田県告示第七百九十二号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第

百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示す

平成十七年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社おやま薬局	大仙市大曲花園町十番十一号	平成十七年九月十九日

秋田県告示第七百九十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社おやま薬局	大仙市大曲あけぼの町八番十一号	平成十七年九月二十日

秋田県告示第七百九十四号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書及び映画を優良な図書及び映画として推奨する。

平成十七年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

映 画

推奨番号	題 名	配 給 元	推 奨 理 由
三	長編アニメーション映画「ガラスのうさぎ」	有限会社 ゴーゴビー	12歳の少女が東京大

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
------	-------	-------	---------

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百九十五号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十七年九月二十二日から施行する。
 平成十七年九月二十二日

推奨番号	図 書 名	発 行 所	推 奨 理 由
五	ふるさとお話の旅秋田「秋田のつづびん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育むことに寄与するものであると認められる。

図書

き	ジュアル企画	空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、正しい知識と教養を深めることに寄与するものであると認められる。
---	--------	--

映画

指定番号	題 名	配 給 会 社	指 定 理 由
六三六六	黒下着の好きもの女医	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は
六三六七	人妻 濃密な交わり	新東宝映画	著しく青少年の粗暴性又は

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百九十六号
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十七年九月二十二日から施行する。
 平成十七年九月二十二日

一〇三五四	ヤングアニマル嵐 No. 5	株式会社白泉社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三五五	漫画スペシャル10月号	芳文社	
一〇三五六	漫画大衆デラックス10月号	株式会社双葉社	
一〇三五七	レディース・コミック微熱10月号	セブン新社	
一〇三五八	レディース・コミック・タブー10月号	三和出版株式会社	
一〇三五九	無敵恋愛S♡girl Vol. 13	ぶんか社	
一〇三六〇	恋愛天国（パラダイス）10月号	株式会社竹書房	
一〇三六一	パソコンパラダイス10月号	株式会社メデアックス	
一〇三六二	危ない悪の手口	㈱データハウス	
一〇三六三	裏モノ JAPAN 10月号	鉄人社	

六三八八	どスケベ坊主 美姉妹いただきます	オーピー映画
六三六九	奇妙なサーカス	セディック インターナショナル
六三七〇	ドア・イン・ザ・フロア	日本ヘラルド映画
六三七一	和服レズ 熟女の絡み合い	新日本映像
六三七二	恥母の御不浄 それを我慢できない	新日本映像
六三七三	新日本映像ニユース 和服レズ 熟女の絡み合い	新日本映像
六三七四	新日本映像ニユース 恥母の御不浄 それを我慢できない	新日本映像
六三七五	人妻 あふれる蜜壺	新東宝映画
六三七六	夫婦交換 刺激に飢えた巨乳妻	オーピー映画
六三七七	義母の近親相汗 乳繰り合う	新日本映像
六三七八	美肌教師 巨乳パイプ責め	オーピー映画
六三七九	新日本映像ニユース 義母の近親相汗 乳繰り合う	新日本映像
六三八〇	わいせつステージ 何度もつつこんで	新東宝映画
六三八一	欲情ヒッチハイク 求めた人妻	オーピー映画
六三八二	セクシー剣法 一本ぶちこむ	新東宝映画
六三八三	サイコレイブ もう・・・やめないで。	新日本映像
六三八四	老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新日本映像
六三八五	新日本映像ニユース サイコレイブ もう・・・やめないで。	新日本映像

は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六三八六	新日本映像ニユース 老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新日本映像
------	-----------------------------	-------

秋田県告示第七百九十七号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所

(一) 北秋田市森吉字白糸沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的 水源のかん養

解除の理由 道路用地とするため

解除予定保安林の所在場所

二 (一)(三)(二) 北秋田郡上小阿仁村大林字荒手沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的 水源のかん養

解除の理由 道路用地とするため

(三)(二) 解除の理由 道路用地とするため 水源のかん養

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年九月一日付け指令秋建 三 一三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年九月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 瀧上市昭和久保字北野細谷道添七三番地四九四

安田 国雄

- 二 開発区域に含まれる地域の名称

瀧上市昭和久保字北野細谷道添七三番地四百九十四番及び五百八十四番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館

- 鹿角市鹿角郡 一、四七四
- 北秋田郡 一七、七九三
- 山本郡 一三、二一五
- 南秋田郡 一九、八四八
- 河辺郡 五、二〇二
- 由利郡 二〇、七〇八
- 仙北郡 三三、五七六
- 平鹿郡 一八、三四八
- 雄勝郡 一二、四一八

秋選管告示第百六十号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年九月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

町立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一
町立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一
介護老人保健施設成寿苑	大館市釈迦内字狼穴七十九番地

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田

海区内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
平成十七年九月二十二日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和 夫

(さけ採捕の制限)

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二三四度三一分の線以北の海域	平成十七年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの一日間	定置漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二三四度三一分の線以南の海域	平成十七年十月十一日から同月十八日までの連続四日間	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年九月二十二日(号外一)掲載の秋田県公告(国土利用計画法施行令による基準地の標準価格の判定)

(原稿誤り)

六ページの表中

基準地番号「秋田(県) 55」の基準地1平方メートル当たりの価格(円)「96000」

は「9600」の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄